

平成23年度 第3回石狩市都市計画審議会

会議日時：平成23年10月25日（火）午後2時00分～

会議場所：石狩市庁舎5階 第1委員会室

出席者：堂柿会長、三津橋委員、景井委員、椎野委員、田中委員、伊関委員、伊藤委員
渡辺委員、若林委員、瀬尾委員

事務局長：南建設水道部長

事務局：佐々木建築課長、岩崎建築課主査、武田建築課主任

説明員：青木都市整備課長

傍聴者：なし

<事務局長> 南 部長

本日は、大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。
ちょっと時間が早いですけど皆様お集まりになりましたので、これより始めたいと思いま
す。

本審議会の事務局長を務めます、建設水道部長の南でございます。よろしくどうぞお願
い致します。

只今より、平成23年度の第3回都市計画審議会を開催いたします。

本審議会ですが、本年6月30日の任期満了に伴う審議会委員の改選により、新しい委
員がそれぞれ決定しております。

誠に恐縮ですが、任命書につきましては、机の上へ上げてございますので、それぞれ、
お受け取り頂きたいと存じます。

委員の構成につきましては、学識経験者が5名、市議会議員2名、関係行政機関の職員
1名、一般公募委員2名の、以上10名の委員で本審議会を構成する事となります。

なお、任命期間につきましては、平成23年7月1日から平成25年6月30日までとな
っております。

それでは、審議会に先立ちまして、副市長の白井より、ご挨拶を申し上げます。

<副市長>

ご苦勞様でございます。

本来であれば市長が挨拶するところではありますが、変わってご挨拶させていただきます。

第3回都市計画審議会の開催に当りまして、市長に代わって挨拶をさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、公私とも大変お忙しい中、ご出席を賜りました。

当審議会の委員の皆様には、本日、任命書をお渡しさせていただきました。日頃から本
市の市政全般にわたり、ご理解、ご協力等を賜っています。さらに、当審議会の委員の就
任につきましては、快くお引き受け頂きましたことに、感謝とお礼申し上げるところであ
ります。

国の状況におきましては、東日本大震災の被災地復興が急がれる中、その対応として、
国交省、文部科学省あるいは内閣府等々の地方公共団体向けの補助金や交付金など、総額
5%を留保する措置を講じていたところではありますが、国全体の公共事業の執行停止によ

る経済への影響などを勘案する中で、10月7日の閣議決定において5%留保の解除を決定したところであります。

しかし、震災以前から国の交付金等の総額は年々縮小傾向にあり、交付金の5%留保は解除されましたが、地方公共団体の財政運営はなお厳しい状況であり、本市においても依然として厳しい状況は変わらないともの考えております。

従いまして、市は、このような状況下であるからこそ、先を見据えた計画的なまちづくりを進め、都市の活力を高める政策展開を進めていかなければならないと考えており、そのためには、市民と行政がパートナーシップを形成し、相互に協力、補完しながら、石狩市の発展と市民の幸福を実現するための「まちづくり」を進めていかなければならないと考えております。

そのような点から、都市計画審議会というのは、まさに、これら「まちづくり」の基本となる、さまざまな、議案、試案をご審議いただく場であると言えます。

従いまして、当審議会の果たすべき役割は、この度の大震災の中でも様々な議論がありますまちづくりという点において、非常に大きいものであり、また、ご負担も大きいと存じますが、これからの2年間どうぞよろしくお願いいたします。

本日の案件につきましては、今後諮問予定の「札幌圏都市計画公園の変更」と、「札幌圏都市計画地区計画の変更」についての事前説明と、「その他案件」として都市マスタープランの中間見直しのために行った市民アンケートの結果報告をさせていただきますので、ご審議のほど宜しく願いいたしまして簡単ですが、冒頭のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

<事務局長>

申し訳ございませんが、副市長につきましては、このあと公務がございますので、ここで退席させていただきます。

<事務局長>

それでは、審議会の「会長」の選出を行いたいと思いますが、これに先立ち、次第に基づきまして仮議長を選出し、議事を進めていきたいと思っております。

仮議長の選考の方法につきましてご提案頂きたいと存じます。

《 「事務局一任」の声 》

<事務局長>

「事務局一任」との声がございましたので、事務局の方で提案させて頂いて宜しいでしょうか？

《 「異議なし」の声 》

<事務局長>

それでは、事務局案として、三津橋委員に仮議長をお願いしたいと思っております、宜しいでしょうか。

《 「異議なし」の声 》

< 事務局長 >

三津橋委員、宜しくお願い致します。

< 三津橋議長 >

仮議長のご指名を頂きました、三津橋でございます。

なにぶん不慣れではございますが、皆様のご協力のもと、スムーズな進行をさせていただきますと思いますので、宜しくお願い致します。それでは座らせていただきます。

それでは、審議会 次第4番目の「会長」の選出を行います。

会長の選出につきましては、「石狩市都市計画審議会条例 第4条第1項」で、「学識経験のあるものに付き任命された委員の内から、委員の選挙によってこれを定める」とされております。

立候補、あるいは推薦という手法があるかと思いますが、いかがでしょうか？

どなたか、立候補、あるいは推薦などございませんか。

《 「堂柿委員を推薦します」の声 》

< 三津橋議長 >

只今、堂柿委員を推薦する声がありましたが、他に推薦などはございませんか。

《 特に発言なし 》

< 三津橋議長 >

それでは、会長に堂柿委員と言う事ですが、堂柿委員いかがでしょうか。

【 堂柿委員 了承 】

< 三津橋議長 >

堂柿委員がご了承されました。皆さん、ご異議はございませんか。

《 「異議なし」の声 》

< 三津橋議長 >

ご異議がないとのことですので、会長には「堂柿 栄輔」委員が選出されました。

これより先は、会長が議事進行を取り進める事となります。

それでは、堂柿会長よろしくお願いいたします。

【 三津橋仮議長、堂柿会長：席の異動 】

< 堂柿会長 >

それでは、審議会を開催したいと思いますが、始める前に、「石狩市都市計画審議会条例第4条第3項」に、「会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、職務を代理する」となっておりますので、会長代理ということで只今、仮議長をしていただいた「三津橋委員」をご指名したいと思いますが、三津橋委員いかがでしょうか。

【 三津橋委員：承諾 】

< 堂柿会長 >

三津橋委員、宜しくお願い致します。

それでは、この度、委員改選が行われ、新たに委員になられた方もおりますし、第1回目の審議会ですので、事務局職員の方から自己紹介をお願いしたいと思います。

< 事務局長 >

改めて自己紹介をさせていただきます。

本審議会の事務局長で建設水道部長の南でございます。どうぞ宜しくお願いいたします。建築課長の佐々木でございます。

< 佐々木建築課長 >

建築課長の佐々木です。宜しくお願い致します。

< 事務局長 >

建築課主査の岩崎でございます。

< 岩崎主査 >

建築課主査の岩崎です。宜しくお願いいたします。

< 事務局長 >

建築課の武田です。

< 武田主任 >

建築課の武田です。宜しくお願いいたします。

< 事務局長 >

以上です。

< 堂柿会長 >

はい、続きまして、各委員の皆さんにも、自己紹介をお願い致します。

まず私から、私をご紹介いただきました堂柿と申します。北海学園大学の工学部におります。それでは再度になりましたけれど、三津橋委員からお願い致します。

< 三津橋委員 >

石狩商工会議所の三津橋です。よろしくお願い致します。

< 景井委員 >

石狩農協で常務をやっております景井と申します。どうぞよろしくお願い致します。

< 椎野委員 >

北海道工業大学の椎野と申します。よろしくお願い致します。

< 田中委員 >

藤女子大学人間生活学科の田中と申します。よろしくお願い致します。

< 伊関委員 >

市議会卒の伊関です。よろしくお願い致します。

< 伊藤委員 >

同じく市議会の伊藤です。よろしくお願い致します。

< 渡辺委員 >

札幌建設管理部当別出張所所長の渡辺です。よろしくお願い致します。

< 若林委員 >

公募で選ばれました若林と申します。よろしくお願い致します。

< 瀬尾委員 >

同じく公募で選ばれました緑苑台に住んでおります瀬尾と申します。よろしくお願い致します。

< 堂柿会長 >

はい、有り難うございました、これから宜しくお願い致します。

それでは、審議に入りたいと思いますが、本日の議題について、事務局から説明をお願い致します。

< 事務局長 >

本日は、諮問案件はございませんが、「平成23年度 都市計画変更予定案件」として、石狩市決定の「札幌圏都市計画公園の変更」、「札幌圏都市計画地区計画の変更」の事前説明を、また、「石狩市都市マスタープランの中間見直し」の説明をさせていただきます。また、ご質問の内容によりましては、一部、都市整備課の担当より回答させていただくことがございますので、宜しくお願いいたします。

それでは会長よろしくお願い致します。

< 堂柿会長 >

只今、南部長から説明がありました「平成23年度 都市計画変更予定案件」として、石狩市決定の「札幌圏都市計画公園の変更」、「札幌圏都市計画地区計画の変更」の2案件の

事前説明を受け、ご意見やご質問をいただいた後、「石狩市都市マスタープランの中間見直し」の説明を受けたいと思いますが、宜しいでしょうか。

《 「異議なし」の声 》

< 堂柿会長 >

それでは事務局から説明をお願い致します。

< 佐々木課長 >

それでは、本日事前説明案件となります「札幌圏都市計画公園の変更」について説明させていただきます。また、本日は私の他に関係説明員として、都市整備課長の青木が出席しておりますのでよろしくお願いいたします。

まず、都市計画の目的について説明致します。

例えば、土地利用の制限がなく、住宅街に工場があると騒音問題が発生しますし、住宅街にビルなどが建つと、日が当たらないとか、住環境が悪化します。また、このような街並みになってしまいますと、道路や公園といったみんなで使うものが みんなで使いやすいように配置しようとする、莫大な費用がかかってしまいます

これらのトラブルや不都合を未然に防ぎ、お互いの生活を円滑に行う目的で、都市計画の区域・区分、及び、用途地域や公園、道路の位置等を定めます。

今回の案件である公園の役割についての説明をさせていただきます。

公園とは主として自然環境の中で、不特定多数の住民の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等のレクリエーション利用や大震災等の災害時には避難場所として使用するなど多様な機能を担っています。

公園は、都市生活圏に対応した公園の利用圏域やそれぞれの位置や規模、設置目的に応じて様々な機能があります。公園に関する都市計画は、各公園の設置目的に応じて7つの種別に分かれています。

石狩市ではそのうち4種類、計77か所を都市計画決定しています。街区公園とは主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で面積は0.25ha程度のみなさんの近所にあるような小さな公園がこちらに分類されます。近隣公園とは主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で面積は2ha程度。石狩市では若葉公園や紅葉山公園が近隣公園として都市計画決定されています。地区公園とは主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で面積は4ha程度。樽川公園や石狩ふれあいの杜公園が地区公園として都市計画決定されています。運動公園とは主として運動の用に供することを目的とする公園で面積は15ha。新港地域にある青葉公園が運動公園として都市計画決定されています。

これらの公園は、その規模や用途から市民の方たちがより効率的に利用できるように、その配置に関しては系統的に定める必要があります。

一番小さな公園、さきほど皆様の家の近所にあるような公園と説明した公園は緑で示された街区公園です。1km四方に4箇所程度配置され、標準面積は0.25haで誘致距離は250mです。石狩市では64か所の街区公園を都市計画決定しています。1km四方に1つ配置される公園は近隣公園とよばれ標準面積は2haです。石狩市では若葉公園や彩林公園が近隣公園として都市計画決定されています。このように、各公園が担う環境保全やレクリエーション、防災、景観形成等の機能が総合的、一体的、効果的に発揮できるように、

公園の配置を定めることが望ましいといえます。

それでは、今回の変更地区に関して説明させていただきます。

今回の変更対象エリアがあります、本市の花川北地区の位置をご説明いたします。

こちらは市の行政区域の内、都市計画区域内を表した図面であります。石狩市役所がここにありまして、花川南地区、緑苑台地区、新港地区、本町八幡地区、中生振地区がそれぞれ位置しています。

住宅地である花川地区、緑苑台地区などは、多くを濃い緑色の第1種低層住居専用地域がほとんどであり、幹線道路沿いや、地区の拠点などには、商業系や沿道住居系の用途地域を指定しております。

また、新港地区は準工業、工業、工業専用地域など、工業系の3つの用途を指定しております。

なお、白地の中生振地区などは、1次産業の保護の観点も踏まえ、原則建物の建てられない市街化調整区域にしております。

今回変更する公園は、この赤丸で囲った箇所で、石狩市の住宅街の中心付近に位置しております。

こちらが拡大図です。黄色で囲んだところが現在の花川北三角公園です。

今回、利用者にとって花川北三角公園が、より身近で新たな地域コミュニティの場所となるように、公園の面積を拡大し整備を進めていくことを検討しています。

赤枠で囲んだところが、今回花川北三角公園として新たに拡大する区域です。当該地は現状4方向を歩行者専用道路で囲まれています。今回の変更により、公園に編入する市道「花川北4条5丁目2番歩行線」に関しては市議会の議決を経て、市道認定を廃止し本公園の園路として公園区域に含める予定です。

こちらが新たに花川北三角公園に編入を予定している場所です。編入予定地である花川北4条5丁目1番地は平成8年より石狩市土地開発公社、平成23年10月より石狩市の保有地となっており、現在に至るまで未利用地の状態が続いています。

今回変更地があります花川北地区に関しての説明をさせていただきます。

花川北地区は、北海道住宅供給公社が、昭和48年から分譲を開始し、みどり豊かな、閑静な住宅街として発展してきました。しかし、分譲後三十数年が経過し、旧石狩市域内においては、人口の減少と、高齢化が進んでいる地域です。人口減少の要因としては、「職住近接」でない地域性もあり、子世代の独立による家族構成の変化や、高齢化の進行により、札幌などへの住替えが進んでいることが考えられます。

これは、花川北地区の平成18年から23年の人口動向です。一番上の青い線は花川北地区の人口です。平成18年の13679人から平成23年には12761人と918人も減少しています。黄色い線は生産人口と呼ばれる15～64歳までの人口です。平成18年には9474人から平成23年には1746人も減少しています。一番下のピンクの線は14歳以下の年少人口で平成18年から23年までで102人減少しています。唯一増加しているのは65歳以上の高齢人口で930人増加しています。

少子高齢化というのは花川北地区に限ったことではなく、石狩市全体でも大きな問題になっています。

こちらは一番下が今から10年前、下から2番目が今年の人口構造表です。こちらは旧石狩市の平成13年、23年の3月末のデータです。左側から14歳以下の年少人口、真ん中が15～64歳以下の生産人口、右側が65歳以上の高齢人口です。この10年で年

少人口や生産人口が減少し高齢人口のみが増加しているのがわかります。また一番上が平成23年の花川北地区、2番目が花川南地区の人口構造表となっています。花川南地区や石狩市の平均から見ても花川北地区の高齢者人口は30%を超えており、非常に高齢化率が高いことがわかります。

このように石狩市において花川北地区は人口減少が激しく、また高齢化率が非常に高いという大きな課題がある地区です。

人口減少と高齢化が問題となっている花川北地区において平成20年2月29日付けで容積率の緩和を行い2世帯住宅などの建築を可能とするよう都市計画を変更いたしました。そこで、今回は地域の住民にとってより身近で新たな地域コミュニティの場所を創出するための手法の一つとして高齢者にも視点を置いた公園づくりを提案いたします。

これまでの街区公園は児童向けの遊具を設置し管理してきました。しかし、現在、少子高齢化を迎えこれまでとはちがった公園の役割が求められてきています。65歳以上人口が14歳以下人口の約3.5倍を超える石狩市の中でも特に高齢化率が高い花川北地域においては、今後も子供だけでなく高齢者にも視点を置いたやさしいまちづくりについて考えて行く必要があります。当該変更地を利用し、高齢者用のベンチやイベント広場等を設け、隣地の花川北三角公園と一体的な整備を進めることにより利用者にとってより身近で新たな地域のコミュニティの場所となるような街区公園の整備を目指します。

具体的には現状の花川北三角公園0.25haに隣地の花川北4条5丁目1と歩行者専用道路の一部の合計0.23haを編入し、花川北三角公園として一体的に整備を進めます。

花川北三角公園の面積変更に伴い、新たに編入される土地に係る地区計画の制限を外す変更も同時に行います。こちらに係る説明につきましてはこの後の「札幌圏地区計画の変更」で詳しく説明いたします。

こちらは補足説明になりますが、昨年9月に行いましたアンケートの結果です。石狩市民2000名を無作為抽出し752人の方から回答を得ました。回答率は37.6%です。その中で今後の公園の活用方法について伺ったところ「子供の利用が少ない公園は、高齢者に視点を置いた公園に切り替えてほしい」と答えた人が最も多く37%でした。その他「子供の利用が少なくても児童用の公園として今後も維持してほしい」「古くなった遊具などは撤去し、町内会などのイベントに使えるフリースペースとして利用してほしい」という意見がありました。また、花川北地区の住民を抽出した結果においても一番多かったのは「子供の利用が少ない公園は、高齢者に視点を置いた公園に切り替えて欲しい」と答えた方でした。約36%の方おりました。

最後に今後のスケジュールに関して説明させていただきます。

石狩市決定となります都市計画公園の変更につきましては、今回の審議会でも事前説明をさせていただきますと同時に市民参加手続き条例に基づき1カ月のパブリックコメントを行います。その後11月に北海道と事前協議を行います。12月には都市計画法第17条に基づきます案の縦覧を2週間行い、その後、石狩市都市計画審議会でも諮問を致します。そこで答申をいただき、その結果を踏まえまして北海道と協議を行ったのち3月に変更告示をおこなう予定であります。

引き続きまして、今の公園の変更に関連致しまして先ほども申しましたように、地区計画の変更があります。

まず、地区計画制度についての説明をさせていただきます。

地区計画とは、用途地域と併せて指定することによって、その地区の特性に応じ建てら

れる建物の種類や大きさなどを、きめ細かく決めることができます。そのまちづくりのルールのことを、「地区計画」といいます。

「用途地域」と「地区計画」の関係についてご説明いたします。

一般的に、「地区計画」は「用途地域」の上乗せ規制として使われます。

花川北地区の戸建て住宅地を例に挙げますと、現在、用途地域上では住宅、派出所、共同住宅などが建築できる場所となっております。しかし、共同住宅につきましては、地区計画という上乗せ規制をかけており、現在、3戸以上の共同住宅は建築できないなどのルールを設けています。

以上、地区計画とは、このような制度になっております。

今回の花川北地区地区計画の変更理由について説明致します。

札幌圏都市計画公園の変更の説明で花川北三角公園の隣地につきまして、都市計画決定し公園として編入し整備していく旨の説明をいたしました。それに伴い都市計画決定した公園については地区計画を定めないとすることが都市計画法施行令第7条の4に定められています。

そこで、今回札幌圏都市計画公園の決定に伴い、新たに都市計画決定され公園に編入される土地につきましてかかっている制限を解除するため、地区計画を変更致します。

こちらの色がついたところは花川北地区地区計画区域で地区計画により用途地域の上乗せ規制がかかっている地域です。赤枠で囲みました花川北三角公園に編入を予定している地域では現状「花川北地区地区計画の低層専用住宅地区」の制限がかかるところですが、今回の都市計画公園の決定に伴いこの低層専用住宅地区から除外します。

最後に今後のスケジュールに関して説明させていただきます。

石狩市決定となります札幌圏都市計画地区計画の変更につきましては、今回の審議会で事前説明をさせていただきますと同時に原案の縦覧を3週間、その後11月に北海道と事前協議を行います。1月には都市計画法第17条に基づきます案の縦覧を2週間行い、その後、石狩市都市計画審議会で諮問を致します。そこで答申をいただき、その結果を踏まえまして北海道と協議を行い、3月に都市計画公園の決定と同時に変更告示をおこなう予定であります。

2案件につきまして私からは、以上でございます。

<堂柿会長>

はい。ありがとうございました。それではこれから質疑を受けたいと思います。どうぞご意見でもご質問でも。 、 どちらでも結構ですか。

<佐々木課長>

はい。どちらからでも結構です。

<堂柿会長>

公園の変更でも地区計画の変更でもどちらでも結構です。お手元の審議会の次第の中で公園のことについて、4頁に理由について書かれていて、地区計画の変更については2頁が理由書ですね。

<椎野委員>

今回新しく算入される四角形の部分ではなく、既存の部分というのは特に改修は行われ

ないのでしょうか。つまり新しく算入される部分だけが整備が行われて、既存はそのまま残すということでしょうか。

<青木課長>

一部、来年度拡張する部分の整備と合わせまして、一部遊具を取換えたり基礎部分が腐食等しているパーゴラは撤去する方向で考えています。新たな整備としては、新たな施設が増えるというようなことは今現在、考えていません

<田中委員>

周りに家が見えたかと思うのですけれども、地元の住民の方はこのことは知っているのですか。

<青木課長>

今現在、町内会と2回ほど意見交換をさせていただいております、11月にも改めて意見交換会という形で開催して、ご意見を伺いたいと思っています。

<田中委員>

意見を伺うと同時に、公園づくりに関してこれから参加してもらおうとか、そういうことは考えているのですか。

<青木課長>

具体的な整備の手法という面でしょうか？

<田中委員>

公園作りの方で札幌市でも再整備とかでどんな遊具を置くかということに対して住民参加でやられているかと思うのですけれども、石狩市でもそういうことを念頭において拡張して魅力ある公園を作ることを考えていますか。

<青木課長>

地域の方からのご意見を伺った中で基本的には現段階では町内会さんと意見交換会をさせていただいて、素案の図面を作りその案を基にさらに意見を求めていきたいという取り組み方をしています。

<田中委員>

私も興味があって、この前『むくどり公園』という札幌市にある公園を見に行ったのですが、バリアフリーを念頭に置いた住民参加で造られた公園で、かなり全国的にも有名な、公園業界では有名だと思うのですよね。高齢者も踏まえた公園づくりということで今後されていくということで、住民の人も一緒になって使っていくこと考えると、もっと意見をお母さん方からも高齢者の方からも両方から吸い上げる方法を念頭においてやられていたら良いのかなという印象を持ちました。

<堂柿会長>

最後にご意見ありがとうございました。

<若林委員>

若林です。事前案件で札幌圏都市計画公園の変更とか地区計画の変更とか、既に石狩市で決定されている事なのですけれど、この審議会はどういう性格なのですか？既に決まったことなのですけれども。

<佐々木課長>

まだ、決定はしていないのですよ。これから手続きというのが入りまして、まず、先ほどもご説明いたしました、裏の方にあるスケジュールでございますが、そこで、10月、今月ですね、今、事前説明というのが10月の段階で今この場で説明させていただきまして、パブリックコメントは、要するに一般市民に対して、『こういうことをしますのご意見ありませんか？』というのをやります。そのあと、北海道との協議があるのですよね。そこで、北海道の方でも良いですよということになって、それから1月に入って、『こういうような案を持っています、どうですか？』という縦覧をするのですよ、一般市民に対して示して意見をいただいて、2月にそれを受けて、都市計画審議会の本審議で改めて諮問して皆さんのご意見を聴いて、それで問題ない、ということであれば再度北海道と協議をいたしまして、それではじめて決定する、ということです。

<若林委員>

そうですか。決定と書いておりますので、もう決まったことなのかなと思ひまして。

<堂柿会長>

『石狩市決定』という意味ですね。『石狩市決定』という意味をご説明していただければ。

<佐々木課長>

こういう都市計画については、例えば北海道が決めること、石狩市が決めること、今回は石狩市が決めるのですけれども、石狩市でもって公園を拡幅してこうしますよと石狩市で決定するという意味なのです。その手続きとして、今まさにこの審議会から始めて、順々にやっていって、最終的に3月に決定をするということになっております。

<若林委員>

分りました。

<椎野委員>

少子高齢化の時代で、高齢者の利用に配慮して公園整備を行うというのは極めて妥当な計画だと思うのですけれども、しかしながら一方で、公園は依然として子供とか、小さい子を連れてお母さんの利用者というのがやはり中心と言うか、一定数あるのが現状だと思いますし、僕が札幌の方で調査をした限りでは、例えば利用者が少なくても、近隣の保育所とか幼稚園とか、時間でみると短時間なのだけれども、公園が園外活動の場として重要な機能を持っている実態もあるように思えますので、先ほど田中委員の方からもご指摘があったような、地域の利用みたいなものに少し目を向けながら計画づくりを進められた方

がよろしいのではないかという意見です。

<佐々木課長>

基本的には子供の遊具を取り払ってどうのこうのというのは今のところ無くて並行してやるということで。

<青木課長>

そうですね、拡張する部分の整備としては基本的に広場的に、イベントスペース的な意味合いもありまして、子供たちがある程度走り回れるような感じの公園整備を考えております。あと、既存の公園と一体化を図る意味で段差を無くしたり、バリアフリー的な整備も心がけていきます。

<三津橋委員>

石狩市の花川北の公園は特に30年くらい経っているのですよ。部長がいるので喋りづらいのですけども、殆ど遊具に手をつけていないのです。殆ど壊れかけております。それと町内会で管理している公園がかなりあるのですけれども、先ほど言った65歳過ぎた町内会の方は、そんなもの触りたくないというのが、我々に聞こえる声はそれだけです。特に花川北は非常にひどいですね。一番僕らが接していて多いのは、こんなもの要らないから駐車場にきなさい、お客さん来た時に停める場所が無いから駐車場にきなさいという、すごい声があるのですよ。先ほど言った三角公園も、メープル、楓がすごく多くなって、もう40年以上経っているのです。ただ、30人くらいの方が、例えば町内会の幹部の方が枝を切りなさいと言う、切りに行ったら他の人が切っちゃダメと言う、どれが正しいのかということが分からない。町内会の会長さんに言われて切りに行っても、副会長さんが切るなどと言う。ですから、その辺の集約をしていかないと、行政も大変だと思いますし、ただ面白い試みというのは、メープルから今回カナダにメープルシロップと言うのがありますが、シロップを作ってみましたけれども、結構おいしかったです。そういうふうに住民が参加する公園にシロップを植えてはならないということ、ギャップが、ジェネレーションギャップがあるから、一概に良いという訳にはいかないと思いますね。先ほどのアンケートのように、子供たちが非常に小さい公園と、35%はお年寄りの公園と全然違いますし、35%のお年寄りの中でも、僕も早くに花川に来た方なのですけれども、私より10歳、20歳上のお年寄りと言うのは、もう触りたくないという意識ですから、本音の部分でね。それはどこかで集約して、こういう整理をするなりしない限り無理じゃないですかね。すごい、悲観的な話をして申し訳ないのですけれど。

<瀬尾委員>

先ほどの説明の中で、公園ですから子供やお年寄りの遊具云々の一面、災害のための避難だとかそういう役割もということなので、市の防災計画と関連しているの分かりませんが、そういう意味合いも今回の変更には考えてということなのですよ。

<佐々木課長>

公園というところはテレビとかでも見ておりますけれども、そういう広場に集まる人もおりますし、そこでテントを張ったりする人もおりますので、説明にもありましたがここ

の公園というのは、今現在は野っばらになっておりますので、公園と位置付けしなくてもこの公園に限ってはそのような使い方ができますけれども、一般的には公園というのは、市としてはある程度きちんと数を持っていて、万が一の災害にも使えるようにという部分があります。

<堂柿会長>

何人かの方に話いただいたことは、非常に要点をつけておりますよね。椎野さんの方からは、かくかくしかじかということで、それは先ほどからの説明の中で近隣の住民の方たちや町内会の方の話は聴いていますよという説明があったものですから、それに加えて幼稚園とか保育所ですとか、そういう事業所的なところからの話も是非聴いてくださいという意味合いだったと思いますし、あと、三津橋委員からのお話は、公園づくりに限らず社会資本整備全体の中で、基本的には住民主体だとは言うけれど、一方ではAと言い、一方ではBと言ったときに、特定少数の声の大きな意見が先鋭的になってきた時に、行政が『もうとってもうるさいからとにかくそうしよう』ということになりがちな面があるものですから、本来こうであると、その辺は情報網を十分持っているし、意思決定についてのノウハウも持っている行政組織というのはある意味プロ集団ですから、そういうところはきちんと責任を持って、ごねた特定少数の人のためにそうになってしまうというのが無いように、その辺は私、石狩市民5万の負託を受けているというのが行政組織だと思います。それはもう、よろしく願いいたします、という気持ちです。

<渡辺委員>

私も道路事業で街路樹とかでよく苦情があるのですが、やはり、ナナカマドの赤とかイチヨウの黄色とかが良いという方もいらっしゃいますし、落ち葉が落ちて困るという方もあります。ただその時に、やはり都市計画で決めた、市役所とか皆様とかで決めた樹種なので、あくまでも病害虫とかで病気になったものだけを切らせてもらいます、あるいは、歩道で通行上、枝がちょうど人の高さ当たるですとか、そういう枝だけを枝払いしておりますけど、それ以外は皆さんで決めた木なのでそれは残すように、切らないようにというルールにしております。それをやはり切ってくれという方もいるのです、電波障害だったり、そこは一定の歯止めと言いますかルールを決めてやっております。

<堂柿会長>

公園の中の使い方についてのご意見、質問が多いのですが、今まで石狩市土地開発公社が持っていて、23年10月1日より石狩市の保有地となったこの空き地を公園に組み入れるという、これ自体についてはよろしいですか？

<各委員>

はい。

<堂柿会長>

これが多分2月に諮問されることだと思うのですが、それに伴って地区計画も、地区計画についてはかなり詳しい説明があります、資料がありますけれども、これはどこが変更になるかと言いますと、私が申し上げるとかえって分りにくいかも知れませんが、

5 ページ目のところの、左側が改正前で右側が改正後、アンダーラインを引いている例えば『面積』というのがある、上から3行目くらいのところに、これ改正前は188.0 ha あったものが、0.25だから小数1位までとったらこうなるのですね。 の地区計画の変更というものは、数字が細かく変わりますから、これも手続きとしては必要なものですから、どうぞよろしくお願いいたしますという理解で良いのですよね。

<事務局>

はい。

<堂柿会長>

これは内容の文章は何も変わらず、こういう数字が何ヶ所かわるということで、そうすると自動的にそうなのかなという気がするのですけれども。

その他ございます？

<伊関委員>

今まである公園と一体化するというので、今までの公園の所も遊具とか椅子とかあるのですよね。それで私も周りの人に聞いたのですけれども、昔、子供が小さい時、そこでサッカーとか出来なかったということなのですよね。それで今回隣のところを何もなくてサッカーとか出来ていいなあと周りの人から聞いていて、子供たちが大きくなるというのですけれども、やはり孫とか遊びに来て、そこで走らせたりするというので、高齢者向けでベンチを置くと書いているのですけれども、私はそれくらいの公園が良いのかなと思っています。あと、地域の方も結構意見を出していたと思うのですけれども、それをやってみて、一回どういうものが絵を描いてみて、地域の方にまた意見を聴きながらやっていただければなと思います。

<青木課長>

ボール遊びの部分に関しては、フェンス等周りに高いフェンスとか設置するような状況の整備を考えるとありませんので、小さい子供たちが危なくない程度にやっていただく分には、小さい子供たちの分には構わないと思います。

<瀬尾委員>

基本的なことでお尋ねいたしたいのですけれども、私業者のことについてはさっぱり知識が無いのですみませんが、公園があることよってのクレーム、先ほど落ち葉が邪魔になると、これはあちこちで聞く話なののですけれども、その他に公園があることよってのクレームと言いますか、欠点と言いますか、そういうものはあるのでしょうか？

<三津橋委員>

一番多いのが猫の、犬より猫の方が多いですね。砂場が好きみたいで、猫ではないから分かりませんが。年間2回くらい消毒していてもまだ足りない。それと木が30年も経っておりますから、カラスがすごい。あと草を刈るとか刈らないとかのクレームとかはありませんけどね。

< 佐々木課長 >

ここに公園があるばかりに、例えば子供の声がうるさいとか、そのような話ですよ。

< 三津橋委員 >

昔あったけど最近無いですよ。

< 佐々木課長 >

最近子供が少なくなったので、あまり外でワーワー騒いで遊んでいる子とかいないって
いうことですよ。逆に寂しいかも知れませんね。

< 瀬尾委員 >

結構あるものですね。

< 三津橋委員 >

瀬尾委員のいる緑苑台は新しい公園だから、まだ木だとか云々とかいうクレームは少ない
ですよ。やはり花川北が、地域的には花川南の方が古いのでしょうかけれども、都市
化したというかインフラ整備をしたのが花川北の方が早いものですから、やはりその辺の
部分は、木も大きくなりすぎておりますね。

< 堂柿会長 >

その他、ございますか？もし無ければ2月に改めて諮問させていただきますので、その
間、お考えになったことをまた改めて述べていただければと思います。

それでは2～3分休憩をとることにします。

【 休憩 都市整備課職員 退席 】

< 堂柿会長 >

再開します。それでは、次の「その他案件 石狩市都市マスタープランの中間見直し」
について、説明を受けたいと思います。

< 佐々木課長 >

このへんからまた長くなりますけど、皆さんよろしくお願いいたします。それではその
他案件といたしまして「石狩市都市マスタープランの見直し」について説明させていただきます。

現在このマスタープランにつきましては見直し中でありまして、その作業の中で中間時
期でありますのでその辺を踏まえていただきたいと思います。

まず、石狩市都市マスタープランの策定根拠法令について少し説明したいと思います、
都市マスタープランは都市計画法第18条の2に「市町村は、議会の議決を経て決められ
た当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に
即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるものとする。」とかかれていま
して、ここでいう「当該市町村の都市計画に関する基本的な方針」が石狩市都市マスタ
ープランとなります。

都市マスタープランはまちづくりの具体的な整備プログラムではありません。都市計画区域内の都市づくりの目標や土地利用、都市施設の整備などについて「道筋」や「方針」などの取り組み事項を示すものです。本市においては市民が求める20年後の目指すべき将来の姿への取り組みとして平成13年に策定されました。また、用途地域の変更や道路・公園の配置など、具体の都市計画の決定・変更につきましては、この都市マスタープランに沿った形でおこなわれることになります。

こちらが平成13年当時の石狩市都市マスタープラン体系図になっております。真ん中の青いところが石狩市都市マスタープランでありまして、その上位計画といたしまして都市計画区域マスタープラン（整備、開発及び保全の方針）これは北海道が決定するものですけれども、『整・開・保』と縮めて呼んでおります。それと、石狩市第3期総合計画、これらが上位計画ということで、マスタープランを作りまして、それによって下の市街化区域ですとか、調整区域とかを決めております。また、それと整合を図るようにして、環境基本計画とか緑の基本計画などと関連させております。

平成13年に策定した都市マスタープランは平成19年度に一度見直しを行っております。平成19年度において見直した点について若干説明させていただきます。

1つめに、策定当初の都市マスタープランは人口増加を基本としながら、少子高齢化などの社会状況に対応し地域のコミュニティがもつ重要性を踏まえて、様々な方針・取り組みから構成されています。しかし、この策定当初の想定を上回る少子高齢化の進行や人問研による推計人口との間に大きな隔たりが生じてきました。そこで、見直しを行った結果、将来目標人口である77400人の記述を平成19年の見直しで削除しました。

2つめに、都市マスの策定根拠である都市計画法の改正や石狩市の上位計画である第4期石狩市総合計画が策定されたため、内部安定型のまちづくりへの転換方針を明確に示したのが2点目です。

3点目としては、今後、都市計画行政には、市民協働によるまちづくりが求められている事から、都市計画制度を判り易く伝えるために、出前講座の積極的な活用を行うと共に、土地所有者や開発事業者及び、まちづくり団体などがまちづくりについて提案できる「都市計画提案制度」の周知・啓発活動を行なうことと、市民やまちづくりNPO団体及び、事業者等の理解と協力が得られるよう、働きかけを行なうというのが3点目です。

4点目として、都市計画区域外の厚田・浜益両地域につきましては、他の計画に委ねる事とし、都市マスの対象範囲は、引続き旧石狩市域となる事などを記述しております。この、他の計画に委ねるといことなのですけれども、他の計画とは石狩市過疎地域自立促進市町村計画というのがありまして、こちらの方に厚田・浜益区につきましてはこの計画に盛り込むという形を平成19年に決めております。

今回、都市マス策定から10年が経過し、中間年における取り組み事項に係る管理・評価・達成状況の検証が必要であると考えまして、見直しを検討しております。そこで、判断材料の一つとするため、それぞれの取り組み事項に関して、市民の方から見た都市マスの進捗状況や問題点を明らかにするため昨年9月に市民の方を対象にまちづくりアンケートを行いました。

市民アンケートは昨年9月に旧石狩市1800名、厚田・浜益区各100名の計2000名を対象に郵送で行いました。752名の方から回答をいただいております。また、本アンケートではインターネットや市役所窓口でもアンケートに回答できるようにし、より多くの市民にまちづくりに関する意見をいただく環境を整えました。結果、インターネッ

ト回答者7名、窓口回答者10名の方からも意見をいただいております。

アンケートは昨年、3つの分野に関して意見をお伺いしました。問1では回答者が住んでいる場所や年代等をお聞きしました。問2では住生活基本計画作成の為に資料とするために、回答者の住まいに関する状況についてお聞きしました。問3から6に関しては水とみどりの基本計画見直しの資料とするため、石狩市の自然環境や公園に関してお聞きしております。そして問7～13で石狩市都市マスタープランの見直しの参考とするため、住環境や土地利用制限に関しての意見をお聞きしております。今回は石狩市都市マスタープラン見直しに関しての説明になりますので、問7～13に関してのアンケート結果を中心に説明させていただきます。

アンケート結果についてであります。まず問7ではこれまでを振り返って様々な取り組みに対して「都市マスが策定されて約10年前と比べてどうなったと思いますか。」とお伺いいたしました。質問項目が12問に及びますので、ここではその中のいくつかの結果についてご説明させていただきます。

こちらは問7の質問に対する答えを指数で示しました。良くなったという答えが2点、やや良くなったという答えが1点、変わらないという答えが0点、やや悪くなったという答えが-1点で、分からないと答えた方、無回答は対象人数から除外し答えた方の平均の点数を表として表しております。つまり良くなったと感じた人が多ければ右側に線が伸びまして、悪くなったと感じた人が多ければマイナスの左の方へ線が伸びていきます。

こちらは住宅地の街並みについての回答ですが、全ての地域において良くなったと感じた人が多かったです。このように全ての地区で良くなったと感じた人が多かったと答えたのは、「1番の住宅地の街並み」と「3番の安全な道、施設へのバリアフリー化」についてが多かったということでもあります。

住んでいる地区によって大きく回答が異なっているものもありました。

バス通の幹線道路の利便性については旧石狩市域では概ね良くなったと感じている人が多かったですけれども、厚田区や浜益区の方や市街地以外の旧石狩市域に住む方は悪くなったと感じている人が多かったです。意見の中で「バスが少なくなり不便になった」と答えている人も多いことから、バスの減便が不便になったと感じる大きな原因になっていることが分ります。

次に、全ての地域で9年前より悪くなったと感じている問題もありました。これは何かと言いますと「雇用の場の確保と産業育成」に関してです。こちらは昨今の景気の悪化が大きく関係しているのではないかと思います。

このように全ての地域で良くなったと感じていること、悪くなったと感じていること、また地域によって満足度が大きく変わる取り組みが見られました。

次に、問8から11までですけれども、花川北地区、樽川地区、緑苑台地区にお住まいの市民を対象とした質問になっています。

どうしてこの3地区に絞っての質問になっているのかということなのですが、石狩市には用途地域の上乗せ規制であります、先ほど何回かありましたが、地区計画が13種類決められています。この中で花川北地区、樽川地区・緑苑台地区、この3地区が用途地域の上乗せ規制であります、地区計画という制限が低層住宅街にかかっておりまして、その他の花川南地区の低層住宅地区よりも土地利用の制限がかなり厳しくなっております。そのためこれらの地区にお住まいの方から制限の緩和について要望が多かった件について、ご意見をうかがっております。

制限について具体的な例をあげてみます。同じ低層住宅地区でも、例えば左側ですか、花川南地区では、例えば事務所兼用住宅とか店舗兼用住宅、店舗と住宅が兼用になっている住宅なのですが、これに関しては花川北地区では、バツ(建築不可)なのですよね、駄目ですということで決めております。ただ、学習塾とかの併用住宅についてはOKなのですけれども、今言った事務所とかは駄目にしております。花川南では保育園、幼稚園はOKなのですけれども、花川北や樽川、緑苑台ではバツというような規制になっております。

次に建ぺい率の緩和ということでありまして、花川北地区における建ぺい率の緩和についてですけれども、まず、はじめに建ぺい率について説明いたします。

まず、敷地がありまして、2階建ての建物と、車庫があると仮定いたしまして、この図のように2階部分が飛び出した住宅はなかなか無いと思いますが、飛び出した部分、これを真上から見た水平投影面積、これがこういう形になりますが、この黒い形ができる部分を「建築面積」と呼んでおりまして、この建築面積を敷地面積で割った値が、百を掛けますけれども、建ぺい率となります。

花川北地区に関する現況の説明なのですが、このグラフは先ほどと重複するかも知れませんが、花川北地区の人口データです。平成18年～23年の3月末の人口データとなっております。人口の推移は平成18年には13679人でしたが、年々減少しまして、平成23年3月末時点で12761人、918人減少しております。それに合わせまして先ほども説明いたしましたが高齢化率がかなり高い地区となっております。

この様な状況を改善するための市の一つの方策といたしまして、平成19年度に、子供さんが来て一緒に住むというのを含めて2世帯住宅を建築することができるように容積率、延べ面積に対する敷地面積の割合なのですけれども、これを大きくすることによって多少延べ面積を大きくできる、2世帯住宅を建てやすくできるという緩和を行っております。

こちらは建ぺい率の緩和についての回答なのですけれども、緩和に賛成した人は44%、反対は6%と、建ぺい率の緩和に関しては賛成意見が多いという結果となっております。賛成意見としては「将来平屋にしたいと思っているから」、これは高齢化によって2階建てというよりも小さくして平屋にしたいということだと思います。あと、「選択肢が増えるのは歓迎だ」、「これからは子世代が家を建てられなくなり、親元の家に戻ってくることも多いと思う」という意見がありました。そのようなことから賛成という方が44%ということとなります。

また、反対意見としては、やはり心配されるのが「日当たりや風通しが悪くなるのではないか」とか、ここでは書いておりませんが、建ぺい率が大きくなると雪の堆積スペースが少なくなるということもありまして、石狩市の場合、それが一杯になったらどうするかという、道路に出してしまうということもありますから、この部分も懸念することがあるということとなります。また、建ぺい率緩和に関する件で、高齢等の理由で花川北地区に住み続けることへの不安を聞いたところ、「不安」や「やや不安」と不安と答えた方は46%と約半数を占めています。こういった高齢等の理由で花川北地区に住み続けることへの不安を解消するため、今後も住環境の面から不安を軽減できるような取り組みの検討が必要でないかと、アンケートから見直しにあたって検討する必要があると考えております。

次ですが、花川北地区は土地利用制限の関係上、店舗が立地できる場所が少ないです。問9では花川北地区の店舗の立地制限の緩和についてお聞きしました。

1)では現在の状況で日常の買い物は「便利」、「どちらかといえば便利」と答えた方が56%と半数以上でしたが、2)で店舗立地に賛成と答えた方は53%と半数以上を占め

ました。「賛成」と答えた方は、今は車があるので買い物に不便を感じていないが、年をとって運転できなくなった時の不安から近くに店舗があった方が良いという意見が多く聞かれました。「反対」と答えた方は騒音や事故、違法駐車等の住環境の悪化を心配されておりました。石狩市都市マスタープランの中でも花川北地区の現在の目標で「緑豊かなゆとりある閑静な住宅地」を目指している地区でしたので、今まで店舗等の立地は制限してきましたが、地区の高齢化により、自分が買い物難民になってしまうのではないかと不安の声も聞かれるようになりました。現在の閑静な住宅地という雰囲気をあまり変えずに、利便性のある街並みへの移行についても、今後検討していく必要があると感じております。

次に問10では地域に必要と思う施設についてお聞きしております。樽川地区や緑苑台地区は新しく造成された団地で若い世代の方が多いためか、「診療所」とか「幼稚園・保育園」が「必要である」「やや必要である」と答えた方が多かったです。花川北地区は高齢化が進んでいるためか「老人ホーム・グループホーム」や「診療所」が「必要である」「やや必要である」と答えられた方が多かったです。また、共同住宅や集会所はどの地域でも必要性を感じる人は少なかったです。

次に問11の併用住宅についての質問です。併用住宅というのは住居と他の機能、例えば喫茶店や事務所が一緒になった住宅を併用住宅と呼んでいます。花川北、樽川、緑苑台は地区計画によって併用できるものが、先ほども説明いたしましたが学習塾、華道教室、囲碁教室、美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房に限られています。これらの用途はあくまで近隣住宅の方のための教室的なものを許容していますが、最近、新たな地域コミュニティを創出できるような兼用住宅の要望が聞かれるようになりました。問11ではどのような併用住宅まで許容するかお聞きしました。

お聞きした施設は5種類です。1番目は事務所併用住宅、2番目は店舗・食堂・喫茶店を併用した住宅、3番目が理髪店・美容院等を併用した住宅、4番目に洋服店併用住宅、5番目パン屋・菓子店併用住宅について、住民の方にご意見をお聞きしました。結果についてはこのように店舗・食堂・喫茶店やパン屋・菓子店併用住宅の緩和を望む声が多く聞かれています。

次に問12では厚田区・浜益区にお住まいの方に、今後どのような地域になることを望んでいるかお聞きしました。その中では「自然環境と調和したのどかな住宅地」を望む声が一番多く聞かれました。その他意見としては、「人口が減り環境どころか集落の景観が考えられない」や「子育て世代が住みたいと思う住宅地」と答えられた方もいました。両地区に関しては石狩市との合併後、旧石狩市域のような市街地ではなく、引き続き、のどかで自然環境の豊かな住宅地を望む声が多く聞かれています。

以上、昨年行いましたアンケートの結果説明です。今後はこの結果を受けまして、「花川北地区に店舗は必要なのか」、「併用住宅の緩和をどこまで行うべきなのか」とか、これからも住み続けてもらうために、また新たな住み手に選んでもらえるような街づくりについて考えまして、都市マスタープランに反映させていきたいと考えております。説明は以上です。

<堂柿会長>

どうもありがとうございます。それでは、そんなに時間もありませんけれども質問やご意見がありましたらどうぞお願いします。

<佐々木課長>

もし、今後、今説明した他にこういったことについて見直したらどうかという意見がございましたら、皆さんの意見を聞いてそれも含めて検討したいなと思いますけれども、今すぐでなくても声をかけていただければ、ご意見をいただければ担当課として検討してまいりたいと思います。

<田中委員>

厚田区、浜益区からのアンケートからは、交通が不便だとかそういう意見は出なかったのでしょうか？

<佐々木課長>

出ておりますね。厚田、浜益から。

<田中委員>

なんか、見ていたら出ていないのかなと。これは結構切実なのかなと思ひまして。スライドで出ていたのですか？アンケートの『地域になること、何を望みますか』というところに無かったものですか。

<佐々木課長>

厚田、浜益区に限らず、本町地区というずっと先の方にある、番屋の湯とかありますけれども、そちらの方も昔私が子どもの時代よりバスの本数がかなり減りまして、不便は不便になっていると思います。こちら（住宅街）の方は逆に麻生に行ったり、あっちこっちに行ったりいろんな路線があるのですけれども、郡部の方は交通の便がかなり不便だと感じている方は多いと思います。

<田中委員>

うちの大学も観光の方で協力させていただいていたかと思いますが、ルートを今度地元の方々と、移動していただくかということも、どういうふうに入ってくるのかな、考えて行くべきことかなと思うのですけれども。

<若林委員>

石狩の場合は交通アクセスが悪くて、結構買物難民が多いのです、特に厚田、浜益の方は。それで買物はどこに行くかという、聞きますと浜益の方は滝川の方へバスが来るそうなのです。そのバスに乗ってそっちに行くそうなのです。だから石狩の商店街の活性化のためにも、もう少しアクセスを良くして交通の利便を今後考えて行くことが、これからはますます高齢化になるに従って必要になってくるのではないかと考えております。

<佐々木課長>

その辺も含めまして、今回のアンケートで郡部の交通が不便という声がありますので、どういうかたちで載せられるか分かりませんが、その件の検討は都市計画というよりも市全体の部分で他のセクションになりますけれども、意見交換をしながら進めて行かなくてはいけないなと考えております。

< 渡辺委員 >

いろんな企業が出てきて雇用が創出されているかと思うのですが、実際のところはどうなのですか？アンケートではかなりマイナス点がついていたようですが、実際には？

< 南事務局長 >

新港にいろいろな企業が出来て、その部分については札幌も含めて石狩の方もその恩恵にはあずかっていると思います。ただ、現実的にそれで間に合っているかという点と足りないということなのかなと思っておりますけれども。

< 三津橋委員 >

今渡辺さんがおっしゃった、私ども商工会議所の、石狩湾新港を造った時期の時代の流れ、職場と住宅を完全分離した、さも美しいまちをつくるという生き方だったのですよ。今はもうそれじゃ無理ですし、私どもは職場と住むところを近づける運動をしようよ、新港にだいたい札幌市から12,000人の人が通ってきているのですよ。ところが、優良な住宅地が無いから石狩市に家を建てないのです。で、我々が接する経営者さん方は、なるべく石狩市に住ませたいと言うのです。まず一番楽なのは交通費が楽になりますので。札幌市から来るのと石狩市から来るのであれば、月間3万円は違いますから。それと、割と残業で使いやすい、急な時に、石狩だと新港から一番遠いところでも20分くらいですよ。札幌市だと1時間もかかるところから通って来ている。それを私どもも行政にお願いをしておりますし、人口減、ただ増えることが良いこととは思わないのですけれども、やはり、ある程度先ほどお話ししたましたもう一つの少子高齢化対応と子育て対応ということを考えてときに、ある程度人口が伸びた方が全てやりやすいのではないかということを感じますね。私どものお願いとしては、先ほどのアンケートの中で、地域の方にアンケートをすることは、すごい結構なことなのですよ。それより新港に勤めている人に、石狩に来たいとしたらどうなのだというアンケートを取った方が良いと思いますし、非常に生意気な言い方をすると、花川北の容積率の緩和は中途半端ですね。昔の63型と言われるものは21坪、63㎡なのです。2世帯にした場合は63㎡プラス真上に足したとして、126㎡なのです。今、個人住宅でどんなに小さい家でも100㎡、若い人たちでも造っておりますから。それを老人と孫と3世代でいたら絶対狭いですよ。階段もかなりとられるし。だから地区計画で隣棟間隔なり敷地の離れをしっかりと決めて、先ほど佐々木課長が言われた通り、日当たりだとかその他考慮した上で、建ぺい率を上げるべきだとも思いますし、三角屋根なんて大変ですよ。

< 瀬尾委員 >

雇用の面については、私が聞いた話では、「株あらた」さんは、増えるのはほとんどパートばかりで400人か500人かな。正規社員は恐らく1割くらいいるかないかなのですよね。他のところも似たりよったりで非正規が増えていると、正規社員は増えていないのですよね。そういうところも不安があると思うのですよね。

< 三津橋委員 >

高校が二つありますよね、翔陽高校と、石狩南高校と。私どもの企業は、新港の企業さ

んは若い職員を雇いたいのですよ。ところが高校生は札幌の方しか向いていないのですよ。こっち側を向いてくれない。交通アクセスの問題もあるのかも知れないのですけれど、こっち側に来ると意識が無いのですよ。札幌の方にしか行く意識が無いのですよね。それは学校さんの方ともかなりいろいろなことで話をしておりますけど。私どもも先ほどお話ししたとおり12,000人通っている中に若い子いて、石狩市から通って働いてくれる人がいれば企業さんにとって非常に良いことなのですよ。ただ、難しいですね、これは。

<若林委員>

やっぱり石狩湾新港の工業団地は、かなりの企業数があるのですけれども、そちらの方に足が向かないというのはいろいろな原因があると思うのですよ。喫茶店が無い、食堂が無い、街路灯をつけないとかいろいろとそういうことが原因となって石狩湾新港に向かないのですよ。札幌の方にいくのですよ。だからその辺の政策をすればもう少し向くのではないかと考えております。

<伊関委員>

花川北地区の方の商店、事務所とか喫茶店とかいうのですけれど、私も花川南の方の住宅街でコミレスとかやっておりますけれど、住宅街でやると住宅街に車で来るのですよね。それで、周りのお年寄りが昼間寝ている人なんかには本当に気を使っていて、うるさいとか言って、なかなか催しものとか出来ないのですよね。花川北地区は結構歩道が無くて狭いのですよね、道路幅が。それで親戚とか遊びに来た時とかは車の置くところが無い。そういうことで、花川北の方は住宅街でそういう喫茶店とか難しいかなと、難しいのですよね、住宅街でやるのは。駐車場の確保とか。結構、土地の面積は広くてなかなか買い換えると言っても大変ですし、高いのでしょうし。

<三津橋委員>

何かを変えなければ、江別の大麻みたいになりますよ。大麻もまちの形態を保っておりますからね。

<瀬尾委員>

あれは北海道で一番のモデルなのですよ。その次が石狩なのですけれど。

<伊関委員>

駐車場を確保するとか、何かなかったら花川北の中に入っていけない。

<堂柿会長>

用途地域は北海道決定でしたっけ。

<佐々木課長>

用途地域は来年度からは市決定になるのですよ。今までは北海道決定なのです。ただ、今回の権限移譲の関係でその辺が下りてくるのですけれども、今まで北海道の承認という形でないと出来なかったのですけど、北海道と協議して、変な話北海道がダメだと言っても法律的には出来るというような仕組みにはなります。ただ、現実的に北海道がダメだと

いうものを無理やりやるというのはあまり無いとは思いますが、仕組み的には石狩市が市決定という形まで下りてくるのですよ。

< 堂柿会長 >

実務的には、例えば用途地域までは背伸びしなくても、地区計画はこういうふうに変えたいということを石狩市の発案で変えていくことは出来るのですか？

< 佐々木課長 >

地区計画については、もともと石狩市でかけておりますから、それはきちんとした理由を基にして、例えば今考えているのが花川北地区のそういった部分の制限をはずして、もう少し緩和したらどうかという部分はできます。

< 堂柿会長 >

それは何か理由書か何か書いてとか、実際仕事をされる方のどのくらいの仕事量なのかとか気になるのですが、北海道に上げて、そういう書類が国土交通省までいく訳ですか？

< 佐々木課長 >

実際は協議なので、北海道との協議だけで良いよ、承認まではいらぬよという話で、北海道は良いとも悪いとも言わない、よほど筋の悪い案件は言うかもしれませんが、そういう仕組みになると聞いております。ただ、都市計画区域外を都市計画区域に入れるとか、市街化調整区域を市街化区域に入れるとか、色が白いところに色をつけるとかは依然として北海道の権限であります。

< 堂柿会長 >

そこまではあれですけど、いろいろな方の雇用がらみとかご意見が出ていますけれども、スモールステップで、そう大きな障害が無く出来そうな事からやっていこうとしたときに、丁度保育所もできない、幼稚園も建てることもできないような非常に強い地区計画を第1種低層住居専用地域の上にさらに被せているのが、その辺を変えていけるのかどうか。

< 佐々木課長 >

その辺の質問に関しては、やはり地域の方はある程度変えて欲しいという意見がありますので、その辺を踏まえまして検討していかなくてはいけないと考えますね。まず地区計画の部分を外すということも可能ですから。

< 堂柿会長 >

椎野さん、さっき手を挙げられていたようですが。

< 椎野委員 >

だいたい皆さんから出たのですが、花川北地区では、皆さん買物はどちらに行かれているのでしょうか？生協とかありますけど、住宅地内に例えば生鮮食品を買い求められるような店舗は全くないのでしょうか？

< 佐々木課長 >

無いですね。道路沿いにいくらかある程度で、基本的には皆さん生協とか、スーパーが何件か小さいのがありますけども、ほとんど無いですね。

< 椎野委員 >

冬場になってくるとさらに大変になってくると思うのですけれども。例えば車に載せて食料品を売りに来るようなおじさんとか・・・

< 三津橋委員 >

それは生協さんがやっているのですよ。ネットでも受けておりますし、宅配もやっておりますし、自動車販売もやっております。今全国的に、生協は1回ひっくり返っておりますからね、立ち直って全国的にかなり注目されておりますよ。宅配の売り上げが4割あるというのですよ、お店の。

< 椎野委員 >

最近コンビニでもそういうサービスをやっておりますし。

< 三津橋委員 >

セブンイレブンでもやってくれますよ。

< 椎野委員 >

それは確かに便利なのですから、そうすると外に出る機会というのが損なってしまいますよね。

< 三津橋委員 >

そうなのです、それは両面ありますね。

< 椎野委員 >

やっぱり近くに買物に行ける場所があった方がよいのだろうと。それもかなり大きい店舗で広域から車でお客様がたくさん来るようなものではなくて、小規模なもので分散して店舗が配置出来るような計画を進めて行った方がよいのかなと。年寄りが多いので。

< 佐々木課長 >

そうですね。その辺は検討していかなくてはいけないなと思いますね。住宅街の真ん中というのは、ちょっと難しいのかもしれませんが、幹線道路沿いに配置させて歩いていけるような場所に店舗も出来るような計画は有っても良いのかなと思いますけれど。

< 三津橋委員 >

団地に越して来た30年前は皆さん若かったのですよ。多少、自転車でも行けたのですよ。それから30年経ったら歩くのも億劫になってきたぐらいな・・・。それに対応するようなまちづくりをしてあげた方が、お年寄りなり子供たちにやさしいのではないのかなと思いますけどね。

<瀬尾委員>

そのうち、みんな車いすの時代になりますから。車いすが、かなり性能が良くなったものですから、それほど悲観はしておりませんね。

<佐々木課長>

電動が何かで動くような。隣にもおりますけども。

<三津橋委員>

それでも冬は困りますよ。

<佐々木課長>

冬はね、冬はちょっと。

<瀬尾委員>

それでも日本のテクノロジーをもってすれば、そう難しい話では無いのでは。

<佐々木課長>

そういった部分を含めて、今回の見直しでは、はっきりやるとかやらないとか見直しになった時にスムーズにいけるような計画の作り方をしなくてはならないので、いちいちもう1回見直しをしてこれを見直さなくてはならない事は、あまり無いようにもう少しフレキシブルにできるような形の文言とかで、やるとしたらそのような形になると思いますけど、十分検討していきたいと思います。

<田中委員>

都市防災の方針のところの見直しとかは検討されますか？

<佐々木課長>

都市防災のところは、今、総務の防災担当の方で今確かいろいろな部分で見直しをやっておりまして、それをある程度受けた形になると思うのですよね。ただ、あまり都市防災の部分は変わるのかな、どうなのかなという気はするのですけれども。その辺の状況を見て、あまりにもそっち（所管課）と向きが違うようであればちょっと困りますので。

<田中委員>

これから両方を見ていきます。

<佐々木課長>

そうですね、その辺はみんなです。

<若林委員>

3・11東日本大震災があったのですけれども、石狩市でハザードマップを作られているのではないかと思われるのですが、トルコでも地震が最近遭ったそうで、早急に取り

まとめなくてはならない時期にきていると思うのですよ。

<佐々木課長>

今やっているはずです。もう少ししたら皆さんにお示しできると聞いております。

<若林委員>

それとの兼ね合いで都市計画の方も、進めて行かなくてはいけないのでは無いかと思います。

<佐々木課長>

そうですね。

<瀬尾委員>

私も同じなのですよ、防災の点ですね。それと、事務局の方から大雑把な計画をいちいち調整できないという話があったのですけれども、3.11以前と3.11以後では、あらゆる面から違ってきているはずなのです。従って、このアンケートもその前に取っている訳ですから、恐らく今やると欄外の記入が、こんなことより、失礼な話ですけれどもね、津波対策はどうなのだ、地震対策はどうなのだという話になりますし、先日も市内で集まった時に出た話は、北ガスのガスタンク、市議会でも市長の答弁で避難タワーを造るだけだとか、そういう話が出ておりますからかなり議論はされているとは思いますが、北ガスの丸いタンクが倒れたらどうなるのか、ガスが漏れることは無いのか、何らかの形で漏れたガスに引火することは無いのか、そうなったらどうなるのかという心配をする人もいる訳なのです。私も全くその通りだと思うのです。その辺のところ正面切って、津波の問題と、石狩特有の問題と取り組んでいく必要があるのではないかと思います。それが都市計画とどう絡むかということについて、私は分かりませんが、しかしながらかなり密接な関係を持ちながらやっていかないと、街は良くなったけど千年に一回か二千年に一回がたまたま来たら、全部おしゃかになったという話では泣くに泣かれない話になりますから、その辺のところを総合的に考えていただきたいと思います。以上です。

<堂柿会長>

そろそろ時間にもなりましたけれども、防災、雇用、商業政策、交通、そのようなくつかのキーワードが出てきましたが、そのようなことをマスタープランの中間見直しの中で、少しお考えいただければというふうに思いますのでどうぞよろしく願いいたします。

それでは、事務局から何かお知らせ等ありますか？

<南事務局長>

長時間にわたりましてご審議いただきましてありがとうございます。説明をさせていただいた案件のうち、事前説明の案件の2案件につきましては、来年2月ごろに諮問する予定となっておりますので、よろしく願いいたします。

また、石狩市では「石狩市行政活動への市民参加の推進に関する条例」に基づいて、「審議会等ガイドライン」を策定しておりまして、これを受けて審議会の「議事録の作成方法」

「確認・確定方法」、「傍聴者からの感想・意見の提出制度」の3点を本審議会で取決めをしております。

1点目の「議事録の作成」は録音による全文筆記とし、2点目の「確認・確定の方法」については、「会長と、会長が指名した委員」により確認・確定をしております。

また、3点目の「傍聴者からの感想・意見の提出制度」につきましては、出された意見等を、次回の審議会の冒頭でご報告いたしますので、宜しくお取り計らいお願いしたいと存じます。私からは以上です。

<堂柿会長>

それでは、今回の議事録の「確認・確定」については、会長の私と、三津橋委員で行いたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、午後2時から長い時間にわたって皆さんから誠に要点を得た貴重なご意見をいただきありがとうございました。

以上をもちまして、本日の審議회를終了させていただきます。終わります。

平成23年12月 9日議事録確認

石狩市都市計画審議会

会 長 堂 柿 栄 輔

委 員 三津橋 昌 博